

農地法第3条の規定による許可申請書

年 月 日

亀山市農業委員会会長 様

当事者

<貸貸人>

住所

氏名

印

<賃借人>

住所

氏名

印

下記農地(採草放牧地)について { 所有権
賃借権
使用貸借による権利
その他使用収益権 () } を { 設定(期間 年間)
移転 }

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する内容に○を付してください。)

記

1 当事者の氏名等

Table with 8 columns: 当事者, 氏名, 年齢(歳), 職業, 住所, 国籍等, 在留資格又は特別永住者, 在留期間及び在留期間の満了の日, 認定経営発展法人(該当する場合には○)

2 許可を受けようとする土地の所在等 (土地の登記事項証明書を添付してください。)

Table with 7 columns: 所在・地番, 地目(登記事項証明書, 現況), 面積(m2), 対価、賃料等の額(円)(10a当たりの額), 所有者の氏名又は名称(現所有者の氏名又は名称(登記事項証明書と異なる場合)), 所有権以外の使用収益権が設定されている場合(権利の種類、内容), 権利者の氏名又は名称

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

権利を設定しようとする時期 :
土地の引渡しを受けようとする時期 :
契約期間又は権利の存続期間 :

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 2 国籍等は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 45 に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を記載するとともに、中長期在留者にあつては在留資格、特別永住者にあつてはその旨を併せて記載してください。法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。また、在留資格を記載する場合は、在留期間（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 2 条の 2 第 3 項の在留期間をいう。）及び在留期間の満了の日も併せて記載してください。
- 3 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 4 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 16 条の 3 第 1 項に規定する認定経営発展法人が譲渡人である場合には、記の 1 の「認定経営発展法人」に○を付した上で、認定を受けている認定発展計画の写しを添付してください。
- 5 記の 3 は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間又は権利の存続期間等を記載してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付に係る事業の概要を併せて記載してください。